

**「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現
に向けた提案・要望**

＜重点政策に関する提案・要望＞

**I 輝け 100 年人生に向けた
提案・要望**

■児童虐待防止と貧困の連鎖解消

【文部科学省、厚生労働省】

県担当課：こども安全課、社会福祉課

1 児童虐待情報の全国共有システムの構築 【新規】

【厚生労働省】

◆提案・要望

児童虐待情報について全国で共通に使えるデータベースを国において構築し、迅速かつ適切な対応が図れるようにすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 児童相談所が取り扱っている児童のいる家庭が転居した場合、原則対面で引継ぎ等を行っている。緊急性のないものは、書面の送付のみで引き継いでいる。
- ・ 都道府県を越えた転居の際に円滑に引き継がれず事件が起こっているケースも見られる。
- ・ 全国で正確な情報を迅速に伝達するためには、共通のデータベースなど全国で情報を共有できるシステムが効果的であるが、現在そうしたシステムは構築されていない。

◆参考

埼玉県では県内における児童虐待情報を共有するため、児童相談所と警察署間の共通システムを構築する。

令和元年度 埼玉県予算 28,408 千円

2 児童福祉司・児童心理司や乳児院・児童養護施設等の人材確保 【新規】

【厚生労働省】

◆提案・要望

増加する児童虐待通告に対応する児童相談所の職員（児童福祉司・児童心理司）や乳児院・児童養護施設等の職員が確保できるよう、資格取得に対する支援や社会福祉・心理等の学部・学科、養成施設等から児童相談所や児童福祉施設等に就職する者に対する支援制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- 児童相談所職員（児童福祉司・児童心理司）としての配置を想定している福祉職・心理職や乳児院・児童養護施設等の職員について、能力・適性のある人材の確保が難しくなっている。

◆参考

- 埼玉県の子童相談所における定数

年 度	2019年度	2021年度（予定）※
児童福祉司	197人	328人（131人増）
児童心理司	55人	159人（104人増）

※国が求める基準に基づき試算

- 児童虐待通告件数
平成29年度 10,683件（前年度比 14.0%増）※さいたま市除く
- 平成30年4月1日現在の埼玉県内の児童養護施設の職員数（児童指導員、保育士等）
常勤743人、非常勤142人

3 市町村の児童虐待相談担当職員等の配置基準の明確化と財政上の措置

【厚生労働省】

◆提案・要望

急増する児童虐待相談等に適切に対応できる体制を整備するため、市町村の児童虐待相談担当職員の配置基準を明確にし、必要な財源を確保するとともに、児童虐待相談担当及び要保護児童対策地域協議会に専門職が配置できるよう必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成17年4月から児童虐待を含めた児童家庭相談に応じることが市町村の義務として児童福祉法に明文化されている。
- ・ 厚生労働省が作成している「市町村子ども家庭支援指針」において、「子ども家庭支援に的確に対応できるよう、子ども家庭支援員等必要な職員を確保する」とされているが、職員配置の基準は示されていない。
- ・ 平成28年6月の児童福祉法改正により、要保護児童対策地域協議会に専門職の配置とその研修が義務付けられた（H29. 4. 1 施行）が、専門職の配置については必要な財源の手当てが明確にされていない。
- ・ 平成30年4月1日現在、市町村の児童相談の窓口には357名の職員が配置されている。
- ・ そのうち、保健福祉関係の資格を有する者は、56.9%である。

◆参考

- ・ 地方交付税における職員配置
標準団体行政規模 人口10万人
職員配置①児童福祉費のうち児童福祉共通費として4人（このうち児童相談担当の人数は不明）
②令和元年度の増員：子ども家庭総合支援拠点の職員1名（新規）、要保護児童対策地域協議会調整機関調整担当者1名（新規）

4 児童養護施設等の職員配置基準及び措置費の見直し

【厚生労働省】

◆提案・要望

1 児童養護施設等の措置費算定上の職員配置基準の見直し

- (1) 児童養護施設の直接処遇職員（児童指導員・保育士）配置基準を3歳児以上では3：1とすること。
- (2) 児童養護施設の個別対応職員及び心理療法担当職員は、施設規模に応じた複数配置とすること。
- (3) 児童心理治療施設の心理療法担当職員の職員配置基準を5：1とすること。
- (4) 児童自立支援施設において看護師の配置基準を設定すること。
- (5) 母子生活支援施設の少年指導員の職員配置基準を20世帯以上では4人とすること。
- (6) 児童養護施設等において、退所者の相談、自立のための生活支援・就労支援や関係機関との連携などのアフターケアを専門に担当する職員の配置基準を設定すること。
- (7) 児童養護施設の定員規模や地域分散化、ファミリーホームの設置等の実情に応じ、事務員を複数配置とすること。

2 乳児院における医療的ケア体制の整備について

- (1) 常時医療的ケアを実施する乳児院では、その提供を可能とする看護師・保育士の配置基準を見直すこと。

3 措置費の見直し

- (1) 児童養護施設等の養育の担い手である職員の過重な就労実態を改善するため、措置費の人員費部分について更なる改善を進めること。
- (2) 乳児院においては障害児や病虚弱児の長期入所に対応するため、入所児童の年齢に関係なく支弁される「乳児院病虚弱等児童加算費」を増額すること。
- (3) 児童養護施設では知的障害や発達障害を抱える児童が年々増加し、職員の負担が増していることから、新たに「知的障害児・発達障害児受入加算費」を創設すること。
- (4) 林間学校等は学校行事として児童・生徒が全員参加となっている実情を踏まえ、夏季等特別行事費で費用の実費を支弁すること。
- (5) インフルエンザの予防接種に要する費用については、実費を支弁すること。

◆本県の現状・課題等

<児童養護施設等の措置費算定基準上の職員配置基準の見直し>

- 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設では、虐待やDVを受け心に深い傷を持つ児童等の入所が増え、個別的できめ細かな処遇が求められている。また、知的障害や発達障害、精神障害のある児童等の入所により、専門的な知識・技術、適切な心理的ケア及び医療的ケアのほか、施設退所後のアフターフォローが求められている。
- 職員の配置基準は、児童入所施設措置費等国庫負担金（措置費）交付要綱（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）で見直しが行われたものの、十分な見直しには至っておらず、現場の実態とは乖離し職員の負担が限界に達している。

○児童養護施設等の職員配置基準

施設種別	職 種	予算上の職員配置基準		要望
児童養護施設	児童指導員・保育士	2歳未満児	1.3 : 1	—
		2歳～3歳未満児	2 : 1	3 : 1
		年少児	3 : 1	
		その他	4 : 1	
	個別対応職員	各施設1人		複数配置
	心理療法担当職員	各施設1人		複数配置
児童養護施設	アフターケア専任職員	—		各施設1人
	事務職員	各施設1人		複数配置
	児童心理治療施設	心理療法担当職員	10 : 1	5 : 1
	児童自立支援施設	看護師	—	各施設1人
母子生活支援施設	少年指導員	20世帯以上3人		4人

○埼玉県内施設における職員配置の状況

(平成30年4月1日現在)

施設種別	職員数（人）（施設合計）		職員1人当たり 児童数等
児童養護施設 （本体施設） 民設17施設	国基準	児童指導員・保育士 210	3.85
	現員（常勤）	児童指導員・保育士 303	2.67
児童心理治療施設 民設1施設	国基準	心理療法担当職員 5	10
	現員（常勤）	心理療法担当職員（常勤）5	10
児童自立支援施設 県立1施設	国基準	看護師 配置基準なし	—
	現員（常勤）	看護師 1	定員数
母子生活支援施設 民設2施設	国基準	少年指導員 5	20世帯施設 1人 4.0世帯
	現員（常勤）	少年指導員 6	20世帯施設 1人 3.3世帯

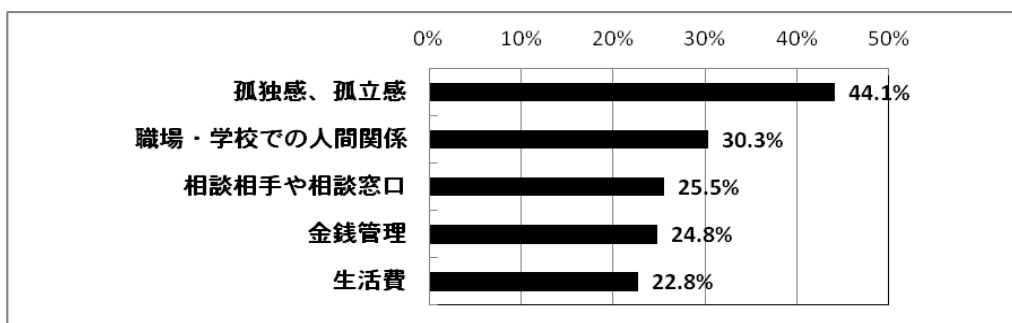
○県内の児童養護施設及び乳児院の被虐待児童等入所割合（平成30年3月1日現在）

施設種別	被虐待	知的障害	発達障害
児童養護施設	54.3%	20.2%	16.6%
乳児院	36.0%	4.9%	0%

○平成25年1月「埼玉県における児童養護施設等退所者への実態調査」

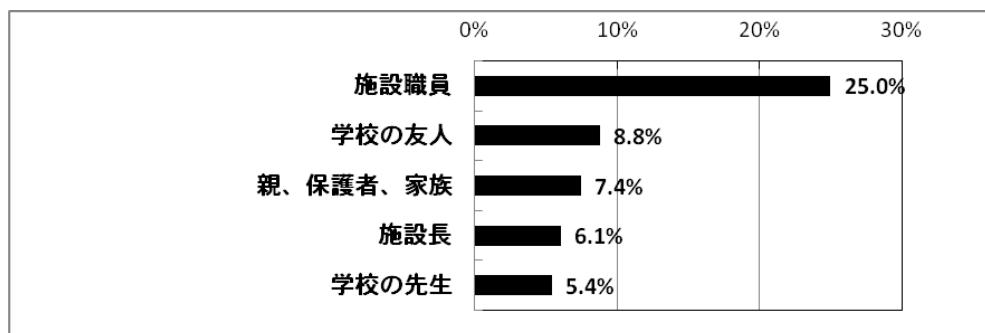
- ・ 施設退所直後にまず困ったこと（複数回答有り）

施設を退所した直後に「まず困ったこと」は、「孤独感、孤立感」、「職場・学校での人間関係」、「相談相手や相談窓口」が多い。



- ・ 施設退所直後に困ったとき、主に誰に相談したか（複数回答有り）

施設を退所した直後の困ったときの相談相手は、「施設職員」が最も多く、次いで、「学校の友人」が多い。



- ・ 児童養護施設では、地域分散化及びファミリーホームの設置等に伴い、措置費請求事務が複雑化し、事務負担が増加している。

<乳児院における常時医療的ケア体制の整備について>

- ・ 乳児院においては、重篤な病気や障害のある児童の入所要請に対して、常時医療的ケアを提供できる乳児院の設置が求められている。

○県内の乳児院病虚弱等児童加算費対象児童数の推移（各年度月初日加算対象児童延べ件数）

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	645件	636件	619件	675件	713件	930件※
※平成29年度の入所児童（定員数）に占める加算対象児童割合 $\left[\frac{930 \text{件}}{(214 \text{人} \times 12 \text{月})} \right] \times 100 = 36.2\%$						

○常時医療的ケアの提供を可能とする看護師・保育士の体制の状況

（例：入所定員30人のうち医療的ケアを必要とする乳児の受入枠4人の場合）

職種	現員	うち措置費	要望
看護師	12人	4人	8人
保育士	25人	14人	21人

（現員数は県内該当施設における平成30年4月1日現在の常勤人数）

<措置費の見直しについて>

- ・ 乳児院では障害児や病虚弱児が増加しているが、家庭での養育は困難であり、障害児施設等への入所にも制約がある。入所時点では2歳未満であっても、2歳以上になると措置費の一般保護単価が下がるため十分な人件費が確保できない。

○一般分保護単価（定員30人、地域区分6/100の場合）

2歳児未満用 月額 445,970円

2歳児用 月額 400,530円

3歳児以上用 月額 288,150円

○乳児院病虚弱等児童加算費

月額 102,570円

- ・ 児童養護施設では知的障害や発達障害のある児童が多く入所しているが、専門的機能を有する施設での受入れが難しいため、児童養護施設が受け入れざるを得ず、職員の負担が増している。

○県内の児童養護施設の療育手帳所持者及び特別支援学級児数等の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
療育手帳所持者	108名 (8.32%)	105名 (8.11%)	109名 (8.63%)
特別支援学級児（小学生）	92名 (7.09%)	89名 (6.88%)	85名 (6.73%)
特別支援学級児（中学生）	76名 (5.86%)	69名 (5.33%)	64名 (5.07%)
特別支援学校通学児	69名 (5.32%)	76名 (5.87%)	81名 (6.41%)

※（ ）内は各年度4月1日現在の児童現員数に占める割合

【平成28年現員数1,298名、平成29年度現員数1,294名、平成30年度現員数1,262名】

5 児童養護施設におけるスプリンクラー設備の設置促進

【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 施設で万が一火災が発生した場合、被害を最小限に抑える消火設備としてスプリンクラー設備は有効であることから、全ての児童養護施設において設備が早期に設置できるよう必要な措置を講ずること。
- (2) 現行の次世代育成支援対策施設整備交付金の単価は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の補助単価と比較して著しく低額であることから引上げを行うこと。
- (3) 国庫補助の対象となる施工範囲について、施設全体のみならず部分的な範囲の施工を補助対象と認めるなど弾力的な適用を認めること。
- (4) 施設改修に伴う設備設置には加算措置を講ずること。

以上が実現できるよう必要な財源の確保や補助制度の運用の見直しをすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 児童養護施設は、自己で判断が難しい未就学児童、小学校低学年児童や、発達障害を伴うなど処遇に特別な配慮を要する児童も入所していることからスプリンクラー設備は必要である。
 - 県内児童養護施設の状況（県立施設を除く）
設置あり 1施設、 設置なし 16施設
- ・ 特に夜間は、施設の人的体制が最小限となるため、火災が発生した場合の初期消火や避難誘導には困難が予想される。
- ・ スプリンクラー設備の設置には多額の費用負担が必要であり、施設を運営する社会福祉法人の経営を著しく圧迫することになる。
- ・ また、社会的養護を推進するため、各施設では小規模化を進めているが、国庫補助の対象となるのは全体改修を行う場合に限られ、部分改修の場合は対象外となる。

◆参考

- ・ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 : 20,100円/㎡
- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金 : 6,000円/㎡

スプリンクラーが未設置の類似施設での火災発生状況

- 平成25年2月8日
長崎市 認知症高齢者グループホーム 死者4名 負傷者8名
- 平成30年1月31日
札幌市 生活保護受給者の自立支援施設 死者11名 負傷者3名

6 児童養護施設等の子供の高等教育機関への進学支援

【文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 高校生の部活動、学習塾等を利用した場合の月謝に要する費用の実費を支援すること。
- (2) 高等教育機関に進学した子供の生活費や住居を確保するための費用等については、貸付ではなく給付による支援とすること。
- (3) 大学進学等自立生活支度費の更なる充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 児童養護施設の子供の高等学校等卒業後の進路については、卒業生全体に比べ、大学や専門学校等の高等教育機関への進学者の割合が著しく低くなっている。
- ・ これは、高等教育段階においては、授業料等に加え住居費等の経済的な負担が大きく、意欲と能力のある学生等も家庭・経済的状况から進学を諦めている現状があるためである。
- ・ 高等学校等の修学時に必要な学習支援が受けられないこと、通学費用の手当てが十分でなく進学先が限定されること等も原因と考えられる。
- ・ なお、本県が平成26年6月に実施した「児童養護施設退所児童の大学進学及び住居の確保に係る実態調査」では、大学等進学希望者の4人に1人が住居の確保が難しいという理由により進学を諦めている。

◆参考

○子供の大学等進学率（平成29年度）

	全 体	児童養護施設の子供
全 国	70.7%	27.1%※
本 県	74.2%	25.7%

※全国の児童養護施設の子供は未発表のため平成28年度の数値

○過去5年間に住居が確保できずに進学を諦めた児童（平成26年調査）
進学希望者91人のうち25人（27.5%）

○平成30年度 大学等自立生活支度費保護単価
一般分 81,260円 特別基準 194,930円

7 「新しい社会的養育ビジョン」に基づく家庭養育の推進

【厚生労働省】

◆提案・要望

国の「新しい社会的養育ビジョン」に基づく家庭養育優先の理念を実現するために、里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化、一時保護所改革及び中核市の児童相談所設置などの具体的な施策に対して、施設整備や人員配置等の十分な財政措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成28年の児童福祉法改正において明確にされた家庭養育優先の理念などを具体化するため、平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられ、平成30年7月には「都道府県社会的養育推進計画策定要領」が示された。
- ・ 都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、国の数値目標を念頭に置き、数値目標と達成期限を設定し、令和元年度末までに新たな計画を作成することが求められている。
- ・ 平成28年の児童福祉法改正により、全ての中核市・特別区に児童相談所を設置できるよう、都道府県は十分な支援を行うこととされた。
- ・ 家庭養育優先の理念の具現化にあたっては、里親の育成や確保、里親子を支援する体制の整備、里親子が暮らしやすい社会全体の意識の醸成など、多くの課題がある。
- ・ また、具体的な施策（里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化・地域分散化、児童相談所の一時保護改革など）の推進にあたっては、国の十分な財政支援が必要である。

◆参考

- ・ 国の「新しい社会的養育ビジョン」における主な目標等
 - 里親委託率について、乳幼児は、7年以内に75%（3歳未満は概ね5年以内）、学齢期の児童については10年以内に50%の実現に向けて取り組むこと。
 - 各施設は地域分散化及び多機能化・機能転換の具体的計画を策定し、概ね10年程度で進めること。
 - 既存の一時保護所の見直し、一時保護の環境及び体制の整備など一時保護改革に向けて取り組むこと。

・ 本県の社会的養護の状況

○里親等委託率（さいたま市を除く）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
里親等委託率	17.8%	18.0%	18.4%

○児童養護施設、乳児院における小規模グループケア実施率：32.8%（H29）

○一時保護所の定員：30名×4か所＝120名 入所率 88.4%（H29）

○中核市の児相設置：なし

・ 児童養護施設等の小規模化に伴う整備補助制度

児童虐待・DV対策総合支援事業費（新築・改修など） 800万円（国1/2、県1/2）

次世代育成支援対策施設整備交付金（新築・改修など） 上限なし（国1/2、県1/4、設置者1/4）

8 生活困窮世帯及び生活保護世帯の子供に対する学習支援の推進

【厚生労働省】

◆提案・要望

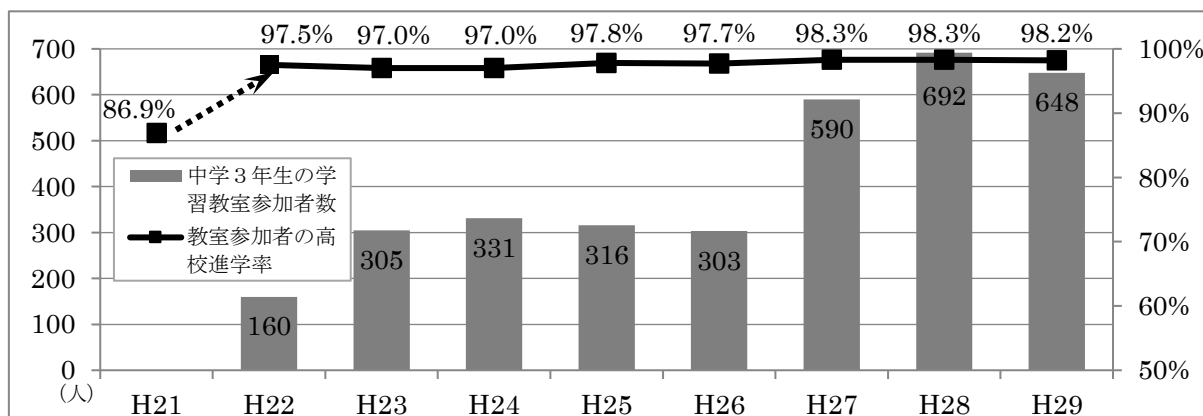
- (1) 各地域の実情に応じた学習支援の取組に対して、継続的に事業を実施し成果を上げられるよう、財政支援を強化し、国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。
- (2) 小学生に対する支援は単なる学習の支援にとどまらず、食事提供、職業体験、送迎等も必要と考えられることから、加算対象の事業を増やすなど、充実させること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では学習支援員を配置し、中学生のいる生活困窮世帯等を訪問し高校進学必要性を理解させるとともに、学習教室で学生ボランティア等による学習指導を行っている。その結果、学習教室参加者の高校進学率が事業開始前の86.9%（平成21年度生活保護世帯全体）から98.2%（平成29年度学習教室参加者）に11.3ポイント向上した。
- ・ 本県の生活保護世帯の学習支援の取組は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して実施し効果を上げてきた。平成27年度から生活困窮者自立支援法に基づく事業として支援対象が生活困窮世帯まで拡大され、市の部分は市へ移管された。
- ・ 一方、国庫補助率は10分の10から2分の1に引き下げられ、国庫補助の上限となる基準額も設定された。本県内では、財政面を理由に高校生支援を実施していない市もある。貧困の連鎖を断ち切り、未来への投資となる学習支援事業については、地域間格差が生じないように、国庫補助率を引き上げる等、国として積極的に財政支援すべきである。
- ・ また、本県では平成30年度から小学生にも支援を拡大し、小学生から高校生までの切れ目のない支援を進めることとした。小学生に対する支援は、単なる学習の支援に限らず、食事提供、職業体験など学習以外の活動も有効なことから、加算対象の事業を増やすなど、充実させるべきである。

◆参考

埼玉県内生活保護世帯の中学3年生の学習教室参加者数及び学習教室参加者の高校進学率



■安心・安全・健康

【内閣官房、警察庁、総務省、厚生労働省】

県担当課：医療整備課、国保医療課、健康長寿課
疾病対策課、障害者福祉推進課、高齢者福祉課
警務課、装備課、通信指令課

1 警察官の増員と警察非常勤職員の拡充

【警察庁、総務省】

◆提案・要望

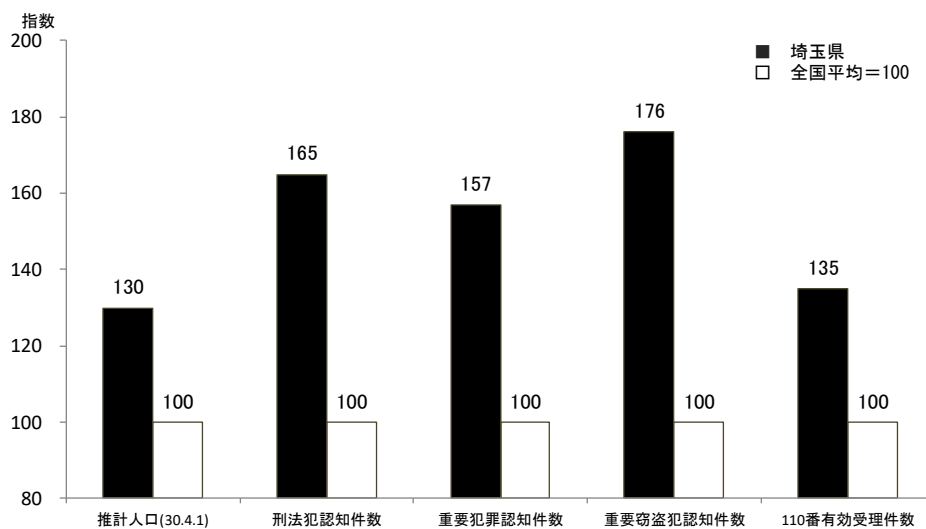
- (1) 本県警察官 1 人当たりの業務負担は極めて過重であることから、警察官を増員すること。
- (2) 警察官の業務を補完するための非常勤職員については、本県の治安情勢と警察官の重い業務負担を踏まえ、拡充配置のために必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県警察官 1 人当たりの人口及び刑法犯認知件数の負担が全国ワースト 1 位、100 人当たりの重要犯罪認知件数の負担が全国ワースト 2 位であるなど、依然として過重な状況であり、治安の回復傾向を定着させていくためには、全国トップクラスにある警察官の業務負担を軽減する必要がある。
- ・ ストーカー・DV 事案や児童虐待事案などの人身安全関連事案、高齢者が被害に遭うことの多い特殊詐欺等への対応強化、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催（本県 4 会場）が予定されていることから、テロ等緊急事態に的確に対処するための体制強化も必要となる。
- ・ また、警察官の業務を補助・補完するための非常勤職員として、交番等において地理案内や遺失拾得等の届出に対応する交番相談員や、相談に対して指導・助言する警察安全相談員等を配置しているが、非常勤職員は、地方財政計画で都道府県の規模等に応じて財源措置されていることから、本県の治安情勢と警察官の重い業務負担を踏まえ、非常勤職員の拡充のため、同計画の見直しが必要である。

◆参考

○警察官1人当たりの業務負担



	警察官定員(条例)		推計人口		刑法犯認知件数		重要犯罪認知件数		重要窃盗犯認知件数		110番有効受理件数	
	(H31.4.1)	全国順位	(H30.4.1)	全国順位	(H30中)	全国順位	(H30中)	全国順位	(H30中)	全国順位	(H30中)	全国順位
埼玉県	11,524人	6位	7,310,878人	5位	60,001件	3位	737件	4位	6,002件	3位	549,651件	5位
1人当たり負担	—	—	634人	1位	5.21件	1位	6.40件	2位	52.08件	3位	47.70件	2位
(全国平均)	—	—	(488人)	—	(3.15件)	—	(4.07件)	—	(29.54件)	—	(35.33件)	—

※ 重要犯罪・重要窃盗犯認知件数の負担は警察官100人当たり口

2 警察用車両・無線機の増強

【警察庁】

◆提案・要望

- (1) 警察活動の機動力を確保し、多種多様な警察事象に迅速・的確に対応するため、車両を増強すること。
- (2) 初動警察活動における情報共有体制を強化するため、警察用無線機を増強すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県で保有する国費車両（四輪）は1,360台であり、また、国費県内系無線機は2,491台で、同規模府県と比較すると少ない現状にある。
- ・ ストーカー・DV事案や児童虐待事案等の人身安全関連事案、高齢者が被害に遭うことの多い特殊詐欺等への対応強化やテロ等緊急事態に的確に対応するための機動力確保に必要な車両が、依然として不足している。
- ・ また、警察用無線機については、平成29年度当初予算において、県内系無線機が新システムに移行し、30年度に更新されたが、国費分整備は、現状の台数と同様の配分にとどまり、無線機の増強は進んでいない状況である。
- ・ 県民の安全な生活を守り、複雑多様化する警察事象、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にかかるテロ等に迅速・的確に対応するため、国費車両及び県内系無線機の増強が必要である。

◆参考

○警察用車両（四輪車）の増強状況（年度別）

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
無線警ら車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小型警ら車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
捜査用車	0	8	0	0	1	0	0	0	0	0	9
特殊車両等	1	0	5	12	9	2	2	10	1	4	46
計	1	8	5	12	10	2	2	10	1	4	55

○I P R形警察移動無線通信システムの整備状況（平成31年度）

I P R形県内系無線機	国費	県費
携帯用無線機	43台	764台
車載用無線機	709台	407台
移動用無線機	95台	71台
オートバイ用無線機	64台	115台
固定用無線機	58台	6台
ヘリコプタ用無線機	2台	1台
受令機	1,520台	3台
計	2,491台	1,367台

3 駅ホームでの転落防止対策の促進

【国土交通省】

◆提案・要望

鉄道事業者が計画的にホームドアをはじめとする転落防止設備の整備を進められるよう、必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 駅ホームからの転落事故や列車との接触事故は各地で発生しており、本県でも平成29年1月に京浜東北線蕨駅において、盲導犬を連れた視覚障害者が線路内に転落し、亡くられるという大変痛ましい事故が発生した。
- ・ 埼玉県5か年計画では、令和3年度末までに、駅ホームの転落防止設備の整備率（1日当たりの利用者数1万人以上の駅におけるホームドア又は内方線付き点状ブロックの整備率）を100%、ホームドア設置駅数を33駅にするという目標を設定している。
- ・ 一方、ホームドア整備にはホーム改良も含め多額の費用がかかることや車両の扉位置の統一等の技術的課題もあることから、整備はなかなか進んでいない状況であり、本県におけるホームドア設置済の駅は15駅にとどまっている。（平成30年度末）

4 医療提供体制の整備に必要な財源の確保や制度の改善

【厚生労働省・総務省】

◆提案・要望

- (1) 地域の実情に応じた医療提供体制の整備や医師確保、質の高い効率的な医療の提供を進めるため、必要な財源を十分に確保すること。
- (2) 周産期医療・救急医療等について、補助要件や基準額等の見直しを行うこと。
- (3) 地域医療介護総合確保基金について、事業区分間の調整を柔軟に行えるようにするとともに、対象事業を十分に実施できる交付額を確保すること。
- (4) 「救急安心センター事業（#7119）等」については、都道府県単位で事業を実施している実態を踏まえ、必要な財源措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 急速な高齢化が見込まれている本県では、高齢化の進展に合わせて医療ニーズも高まることから、医療を提供する医師、看護師などの医療従事者の確保・定着が大きな課題となっている。
- ・ 特に、産科、小児科、救急などの特定医療分野の医師不足等により、救急医療では、多数の搬送困難事案が発生しており、また周産期医療では新生児集中治療室（NICU）が近年満床状態であるため、母体・新生児搬送の一部を県外医療機関に依存している。
- ・ 国では救急医療や周産期医療などの医療体制を整備するために医師確保対策や運営費、施設・設備整備等を含めた多彩な補助制度を創設している。しかし、本県の医療提供体制推進事業費補助金については、交付額が事業計画額を大幅に下回り、事業計画の見直しなどの影響が生じており、補助基準額どおり運営費補助金を交付できないなど医療機関の適正な運営に支障が生じかねない事態となっている。
- ・ ドクターヘリやドクターカーは救命率の向上や後遺症の軽減を図る上で果たす役割は大きい。ドクターヘリを安定的に運航していくためには、出動回数の増加などの実態に即した補助金基準額の見直しが必要である。また、ドクターカーは24時間365日体制で運用する医療機関があることなどを踏まえ、運用実績に見合ったきめ細やかな補助要件の設定が望まれる。
- ・ 地域医療介護総合確保基金（医療分）について、国はハード整備を中心とした事業区分Ⅰ「病床の機能分化・連携」に重点配分を行っており、また、異なる事業区分間での流用は認めていない。本県においては、増加する医療需要に対応するため、事業区分Ⅲ「医療従事者の確保」を活用した事業を充実することが最優先であり、地域の実情に沿った基金活用が可能となる枠組みが望まれる。
- ・ 「救急安心センター事業（#7119）等」については、原則として都道府県単位で実施することとされているが、運営に必要な人件費や事業費が市町村に普通交付税措置されており、県には財源措置がない。一方で、平成30年度救急業務のあり方に関する検討会報告書（H31年3月・消防庁）では、事業費負担において「都道府県も一定の負担をすることが適当である。」としていることから、事業を実施する都道府県に対し特別交付税措置を講ずるなど、適切な財政措置を行うべきである。

5 健康の基本となる健診（検診）の受診率向上

【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 特定健診については、市町村国保や協会けんぽなど保険者ごとに医療機関と契約する現行制度を見直し、誰もが県内全ての医療機関で特定健診や特定保健指導を受けられる仕組みを、国の統一的な制度として確立するよう検討すること。併せて、労働安全衛生法に基づく健康診断を受診した場合に事業者から保険者への記録の写しの提供が進むよう取組を強化すること。
- (2) がん検診については、事業主に対して、積極的にがん検診の受診を促す対策を講じるとともに、職域でのがん検診の実施主体を法律上明確に位置付け、健康診断等と一体的に行われるよう検討すること。また、各市町村が実施する対象者への個別勧奨通知に継続して補助を行う等、受診行動の定着化策を進めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 特定健診・特定保健指導は、各保険者が医療機関と委託契約を締結し実施している。本県は毎日約84万人の県民が東京都内に通勤しており、都内にある企業からなる保険者（健保組合等）に加入している県民が多い。都内に所在する保険者は、都内の医療機関と契約することが多いことから、特に配偶者などの被扶養者は、県内の医療機関で受診しづらい環境にある。

また、事業所における定期健康診査の実施率は常用労働者で81.5%（平成24年労働者健康状態調査）となっている。一方、同年の本県における特定健診受診率は43.1%であり、受診率に大きな差が出ていることから、健診結果の記録の写しが適切に保険者に提供されていないことが考えられる。

- ・ 日本人の死因で一番多いのがんである。がんは早期であれば治療して治る場合が多い。早期のがんを発見することが大切であり、このためにはいかにがん検診を受診してもらうかが重要である。

しかしながら、平成30年3月に「職域におけるがん検診マニュアル」は策定されたものの、事業所でのがん検診は任意の実施となっており、事業所によっては検診を受けられない例もみられ、事業所でのがん検診の受診率の向上が課題である。また、市町村には、がん検診対象者への繰り返しの個別勧奨通知などによる対策で受診率向上に成果を上げているところがある。こうした積極的な対策を広めていくことが重要である。

◆参考

○特定健診受診率及び特定保健指導実施率の推移と全国順位（平成31年2月時点）

	区分	H24	H25	H26	H27	H28
特定健診 受診率	全国平均	46.2%	47.6%	48.6%	50.1%	51.4%
	埼玉県	43.1%	45.8%	49.5%	50.9%	52.3%
	全国順位	26位	23位	17位	16位	15位
特定保健指導 実施率	全国	16.4%	17.7%	17.8%	17.5%	18.8%
	埼玉県	14.3%	15.4%	14.1%	13.8%	14.4%
	全国順位	43位	41位	43位	43位	45位

<目標値>

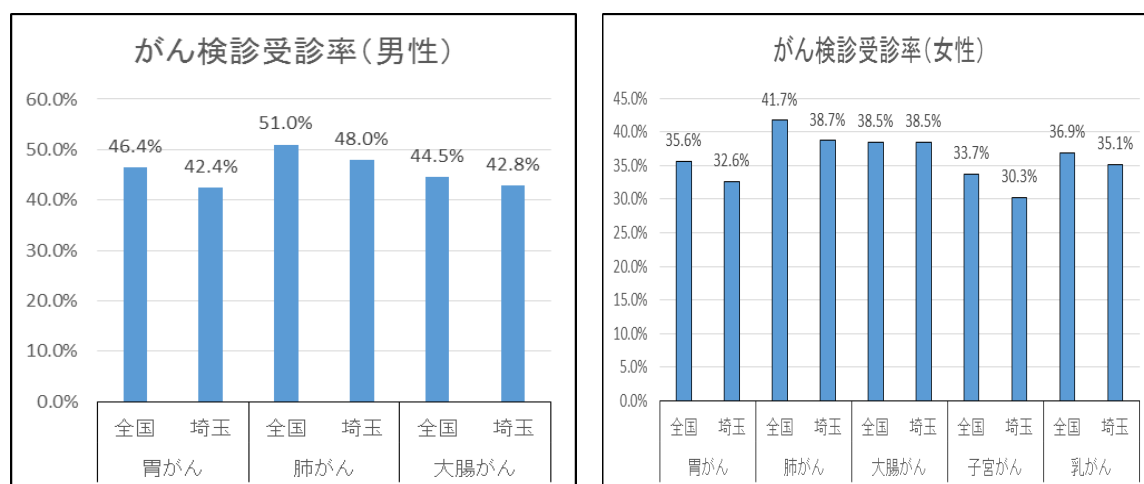
特定健診 70%

特定保健指導 45%

※目標値は国・県ともに同じ。

○がん検診の受診率の状況（平成28年国民生活基礎調査）

がん検診受診率の目標値は、国・県ともに50%である。



6 糖尿病性腎症重症化予防対策の推進 【新規】

【内閣官房、厚生労働省】

◆提案・要望

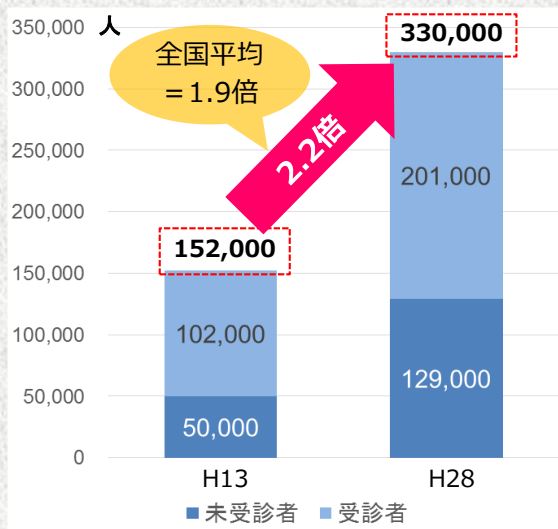
合併症の深刻な症状を始め、治療の継続や特定健診の受診の必要性などについてメディアを活用した情報発信を行うなど周知・啓発活動の強化を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の糖尿病患者数は、平成13年の15万2千人から、平成28年には33万人と約2.2倍に増加した。これは、全国平均の約1.9倍を上回る伸び率である。
- ・ 人工透析患者数についても、平成13年の9,962人から、平成28年には1万8,207人と約1.8倍に増加した。原疾患が糖尿病性腎症の方も平成13年の2,691人から、平成28年には7,419人と約2.8倍に増加し、それぞれ全国平均を上回る伸び率となっている。また、人工透析に移行すると、一人当たり医療費が年間約10倍に増大し、生活の質も低下する。
- ・ 本県では、平成26年5月に埼玉県医師会・埼玉糖尿病対策推進会議と連携し「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定、糖尿病性腎症重症化予防対策事業を実施している。
- ・ 具体的には、医療機関を受診していない方や受診を中断した方に対し、通院を促す受診勧奨と、既に通院している方には食事や運動に関する保健指導を実施している。しかし、糖尿病は自覚症状が少なく、起因する合併症についての認知度が低いことから、医療機関受診率の伸び悩みが課題となっている。

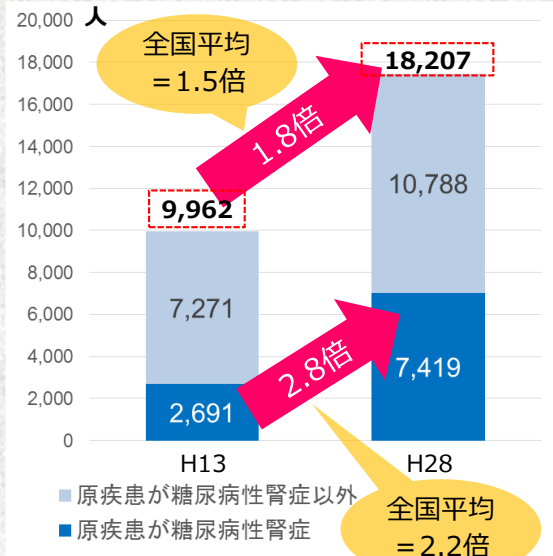
◆参考

埼玉県の糖尿病患者数



(出典：厚生労働省 平成28年国民生活基礎調査)

埼玉県の人工透析患者数



(出典：一般社団法人日本透析医学会 「わが国の慢性透析療法の現況(2015)」)

7 発達障害児への支援

【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 発達障害を理解し適切に支援できる専門職等を育成するため、財政措置を充実させること。
- (2) 地域生活支援事業に基づき市町村が行う「巡回支援専門員整備事業」を必須事業とし、適切な財源措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 文部科学省の調査結果(※)によると、学習面や行動面で著しい困難のある子供の割合は6.5%とされ、本県の15歳未満人口に当てはめると、特性に応じた一定の支援が必要な子供は約60,000人となる。
- ・ 本県では、独自の制度として療育と診療を一貫して提供する中核発達支援センターを3か所、個別療育と親の子育て支援を行う地域療育センターを9か所設置し、発達障害児を対象とした専門的な支援を行っている。
- ・ しかし、本県が設置するこれらの支援機関だけでは、支援が必要な全ての子供に対応することが困難であることから、公的給付の対象である障害福祉サービスを提供する障害者通所支援事業所等において、発達障害の特性に応じた支援ができる体制づくり(人材育成)が急務である。
- ・ そこで、本県では平成29年1月に開設した発達障害総合支援センターにおいて、市町村の保健師や障害児通所支援事業所等の職員を対象に実習形式の研修などの専門研修を通じた新たな人材育成を始めたところであるが、今後このような取組を拡充させていく必要がある。
- ・ なお、平成30年度のサービス等報酬改定により、作業療法士等の専門職を配置する事業所に報酬を加算する制度が創設されたが、このような制度だけでは発達障害の特性に応じた支援ができる専門職等の充足には至っていない。
- ・ 本県では、発達障害に係る人材育成研修を受講した保育士等を現場で支援し、専門的な支援につながるなどの取り組みを支援するため、平成23年度から県の単独事業として、作業療法士等の専門職による保育所・幼稚園等への巡回支援事業を実施してきた。
- ・ 平成25年度から、保育所等への巡回支援事業は地域生活支援事業の「巡回支援専門員整備事業」として市町村が実施する事業に位置付けられたことから、本県ではこれまで実施してきた県単独事業を平成28年度から市町村に移管した。
- ・ しかし、市町村からは「巡回支援専門員整備事業」は地域生活支援事業の任意事業とされており、国からの補助金も十分に配分されないことから、必要な事業が実施できるよう制度の見直しを求める意見が出ている。

※ 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」(平成24年12月公表)中、「質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合」

8 介護職員の確保・定着に向けた取組の強化

【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 介護職員の確保・定着を促進する施策を継続できるよう令和2年度以降も必要な財政的措置を引き続き図ること。
- (2) 処遇改善加算の対象を介護現場で働く全ての職員に拡大するとともに、他業種との賃金格差を解消するために介護職員の給与を大幅に引き上げることができるよう介護報酬とは別に措置すること。
- (3) 介護報酬の一定割合を給与に充てることを明示した統一的な指針を策定すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 介護職員は他産業に比べ給与額が低く離職率が高い状況が続いている。今後の急速な高齢化に対応するためにも介護職員の確保・定着を継続して図っていく必要がある。

◆参考

○給与額等比較表 (厚生労働省 平成30年賃金構造基本統計調査)

区 分		年齢	勤続年数	給与額 ※	
全 労 働 者	男	43.6歳	13.7年	374.7千円	
	女	41.4歳	9.7年	265.6千円	
福 祉 職 員	福祉施設職員	男	39.0歳	6.8年	254.7千円
		女	43.5歳	7.2年	231.4千円
	ホームヘルパー	男	40.1歳	6.0年	259.1千円
		女	48.6歳	7.8年	236.2千円

※ 「きまって支給する現金給与額」

○介護職員の離職率 (平成29年度)

介護全国	介護埼玉県	全産業全国	全産業埼玉県
16.2%	16.7%	14.9%	13.2%

(介護労働実態調査：(公財)介護労働安定センター) (雇用動向調査：厚生労働省)

○介護報酬の改定

平成24年度改定率	+1.2% (介護職員処遇改善加算等を新設)
平成26年度改定率	+0.63%
平成27年度改定率	△2.27% (介護職員処遇改善加算の新たな上乘せを創設)
平成29年度改定率	+1.14% (月平均1万円相当の処遇改善)
平成30年度改定率	+0.54%
令和元年度改定率	+2.13% (介護職員等特定処遇改善加算の新設)